

感染症連絡票

患者名 _____

年 月 日生

上記の者は、下記疾患が軽快し、感染症の予防上支障が無く、
また集団生活をするうえにおいても支障がないと判断します。

本人の体調が良ければ 月 日より登園可能です。

平成 年 月 日

_____ 保育園・幼稚園 園長様

医師 _____

疾病名	登校・登園できない期間 (目安)
① 麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
② 風しん (三日はしか)	発疹が消失するまで
③ 水痘 (水ぼうそう)	発疹がかさぶたになるまで
④ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を開花し、かつ、全身状態が良好になるまで
⑤ インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあつては 3 日) を経過するまで
⑥ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
⑦ 溶連菌感染症	主要症状が消失するまで
⑧ 咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後、2 日を経過するまで
⑨ 流行性角結膜炎 (はやり目)	主要症状が消失するまで
⑩ 急性出血性結膜炎	主要症状が消失するまで

※この連絡票は診断書ではありません。また、受診当日での判断で書かれておりますので、保護者や園の方々は、必ず登園した日の子どもの一般状態を、受診時と変わりがなければチャェックして下さい。
なお、この連絡票は急病当番医では記入できませんのでご了承下さい。

※上記以外の疾患については文書料が必要となりますことあります。